

(証券コード 9478)

2019年6月4日

株 主 各 位

東 京 都 新 宿 区 舟 町 5
SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速 水 浩 二

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月20日(木曜日)の午後6時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 白鳳の間
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第34期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://www.sehi.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ◎後記の添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ホームページにてご通知申し上げます。
 - ◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

①事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善が進み、概ね緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、米中貿易摩擦やブレグジットの動向などに起因する海外経済の下振れリスクが懸念される状況となり、足許では景気の先行きに不透明感が増してきました。

このような環境の中、当社グループにおいては、①グループ構造の最適化の継続的推進、②中長期利益を見通した各社構造の最適化、③赤字事業会社の再建、④事業会社経営人材の拡充と育成、及び⑤海外収益基盤の増強と資産の再配分の5点を期初に重点課題として掲げてこれらの課題に積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みの結果、当連結会計年度の連結売上高5,441百万円(前期比6.1%増)、連結営業利益403百万円(前期比1.1%減)、連結経常利益372百万円(前期比9.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益255百万円(前期比48.8%減)となりました。

セグメント別の経営成績は以下の通りです。

出版事業におきましては、書籍店頭及びオンライン販売、Webメディア・イベント、電子書籍などの主要事業が、前連結会計年度に引き続き好調さを維持・拡大したことから、売上高3,309百万円(前期比11.5%増)、セグメント利益(営業利益)524百万円(前期比16.1%増)と大幅増収増益になりました。

コーポレートサービス事業におきましては、新規先からの売上が増加したものの、外注費などのコスト増加が影響し、売上高717百万円(前期比5.4%増)、セグメント利益(営業利益)24百万円(前期比27.8%減)と増収減益になりました。

ソフトウェア・ネットワーク事業におきましては、広告費削減による有料コンテンツ売上の減少及び新規事業立ち上げやスタッフ増員などの先行投資の影響により、売上高821百万円(前期比10.6%減)、セグメント利益(営業利益)13百万円(前期比76.9%減)となりました。

教育・人材事業におきましては、IT人材研修事業が期を通じて概ね好調に推移し、医療・介護関連人材紹介事業が回復基調にあるものの、スタッフ充実に要する先行投資の実施もあり、売上高492百万円(前期比11.9%増)、セグメント利益

(営業利益)51百万円(前期比9.2%減)と増収減益になりました。

投資運用事業におきましては、有価証券投資運用額増加に伴う利息・配当金収入増加があったものの、前連結会計年度に実施した一部保有株式の市中売却の反動などにより、売上高100百万円(前期比16.2%減)、セグメント利益(営業利益)62百万円(前期比22.6%減)となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績については以下の通りです。

②セグメント別売上高

(単位：百万円、%)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
出版事業	2,968	57.9	3,309	60.8	340	11.5
コーポレートサービス事業	681	13.3	717	13.2	36	5.4
ソフトウェア・ネットワーク事業	919	17.9	821	15.1	△97	△10.6
教育・人材事業	440	8.6	492	9.1	52	11.9
投資運用事業	119	2.3	100	1.8	△19	△16.2
合 計	5,128	100.0	5,441	100.0	312	6.1

(注) 上記①及び②の金額には消費税等は含まれておりません。

③対処すべき課題

中長期にわたる一層の成長のために、新規収益基盤の創出、将来に向けた事業会社各社の成長基盤構築・整備、赤字事業会社の再建、及び事業会社経営人材の拡充と育成を重点課題として取組む所存であります。

また、法令遵守や信頼性のある財務報告に関しても引き続き真摯に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

①当社は資金の機動的かつ安定的な調達を目的として、株式会社りそな銀行との間で200百万円の相対型コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

②連結子会社である株式会社翔泳社は、2018年8月27日に株式会社翔泳社第27回無担保社債300百万円、期間5年(定時償還)、2018年10月25日に株式会社翔泳社第28回無担保社債100百万円、期間5年(期日一括償還)をそれぞれ発行いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第 31 期 (2015年度)	第 32 期 (2016年度)	第 33 期 (2017年度)	(当連結会計年度) 第 34 期 (2018年度)
売 上 高 (百 万 円)	6,727	6,477	5,128	5,441
経 常 利 益 (百 万 円)	336	193	412	372
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	255	84	498	255
1 株当たり当期純利益(円)	10	3	21	11
純 資 産 (百 万 円)	4,085	4,190	4,648	4,605
総 資 産 (百 万 円)	8,868	8,607	8,521	8,489

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第33期については遡及処理後の数値を記載しております。

(5) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

事業部門	事業内容
出版事業	コンピュータ関連書籍の発行・販売、コンピュータ関連のカンファレンス・教育、コンピュータ関連技術情報のWeb上での提供、一般書籍・海外翻訳書籍の発行・販売、オンラインショップにおけるソフトウェア・ハードウェアの販売、電子書籍の販売、電気技術者資格受験者向け教材の企画・制作・販売、その他コンピュータ関連商品・サービスの販売
コーポレートサービス事業	情報技術(パソコン・ネットワーク・ソフトウェア等)関連企業を対象とする以下のサービス提供： 製品付随物・同封物の企画・製造請負、製品のマーケティング・販売促進に関するサービス、ユーザー(主に技術者)のサポートサービス、企業PR/IRのサポートサービス
ソフトウェア・ネットワーク事業	Webサービス企画・開発・運営、ソーシャルゲーム・スマートフォンアプリ開発、アミューズメント施設の運営
教育・人材事業	医療・介護業界関連転職支援、求人サイト運営、IT人材教育・研修
投資運用事業	有価証券投資、不動産賃貸

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 翔 泳 社	50百万円	100.0%	出 版 事 業
株式会社翔泳社アカデミー	10百万円	100.0% (100.0%)	出 版 事 業
SE モバイル・アンド・ オンライン 株 式 会 社	10百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株 式 会 社 SE デ ザ イン	30百万円	100.0%	コーポレートサービス事業
株 式 会 社 ゲ ー ム グ ー ス	20百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株 式 会 社 SE プ ラ ス	17百万円	100.0%	教 育 ・ 人 材 事 業
SEインベストメント株式会社	247百万円	100.0%	投 資 運 用 事 業

(注) 1. ()内は間接所有割合を内数で示しております。

2. 当社の議決権比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業所(2019年3月31日現在)

当社及び上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社翔泳社、S E モバイル・アンド・オンライン株式会社、株式会社S E デザイン、株式会社ゲームグース及びS E インベストメント株式会社の本社所在地は、東京都新宿区であります。

上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社S E プラスの本社所在地は東京都千代田区、株式会社翔泳社アカデミーの本社所在地は大阪府大阪市であります。

(8) 従業員の状況(2019年3月31日現在)

会 社 名	従 業 員 数
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株)	7名
(株)翔泳社	117名
SEモバイル・アンド・オンライン(株)	28名
(株)SEデザイン	28名
(株)ゲームブース	8名
(株)SEプラス	36名
(株)翔泳社アカデミー	6名
SEインベストメント(株)	0名
合 計	230名

(注) 上記従業員数には、取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先(2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
Bank of Singapore Limited	393
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	305
株 式 会 社 り そ な 銀 行	208
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200

(注) 2019年3月31日現在の借入残高が、1億円超の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 74,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,314,125株 |
| | (自己株式1,170,101株を除く。) |
| (3) 株 主 数 | 5,572名 |

(4) 大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
速 水 浩 二	2,516,000	11.27
鬼 頭 正 彦	868,000	3.88
株 式 会 社 S B I 証 券	834,100	3.73
株 式 会 社 り そ な 銀 行	740,000	3.31
篠 崎 晃 一	697,400	3.12
佐 々 木 幹 夫	591,700	2.65
中 野 孝 一	529,200	2.37
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	400,000	1.79
長 谷 川 聡	395,440	1.77
河 口 隆 俊	283,300	1.26

(注) 当社は、自己株式1,170,101株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項及び定款第6条の定めにより、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

- ①2018年7月23日の当社取締役会決議に基づき、2018年7月24日から7月27日の間、東京証券取引所における市場買付の方法により、60万株(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合は2.59%)の自己株式を総額144百万円で取得いたしました。
- ②2019年1月29日の当社取締役会決議に基づき、2019年1月30日から2月4日の間、東京証券取引所における市場買付の方法により、25万株(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合は1.11%)の自己株式を総額48百万円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2019年3月31日現在)

特に記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	速 水 浩 二	SE インベストメント株式会社代表取締役社長
取締役副社長	佐々木 幹 夫	株式会社翔泳社代表取締役社長、株式会社翔泳社アカデミー代表取締役社長
取締役副社長	篠 崎 晃 一	株式会社SEデザイン代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	佐 多 俊 一	株式会社コンポーネントソース代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	飯 塚 孝 徳	弁護士
取締役 (監査等委員)	廣 岡 穰	廣岡公認会計士事務所代表、株式会社廣岡事務所代表取締役、株式会社オロ非常勤監査役、株式会社アグリメディア非常勤監査役、CONNEX SYSTEMS株式会社非常勤監査役、株式会社アイ・オー・エス非常勤監査役、株式会社デイドリーム非常勤監査役、株式会社フードコネクション非常勤監査役、株式会社Veritas In Silico非常勤監査役

- (注) 1. 取締役飯塚孝徳氏及び廣岡穰氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助する部署として、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課が、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役飯塚孝徳氏及び廣岡穰氏は、東京証券取引所における有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員廣岡穰氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 帯刀信司氏及び井上遼氏は、2018年6月22日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	64	61	1	1	4
監査等委員 (社外取締役を除く。)	1	1	—	—	1
社外取締役(監査等委員)	2	2	—	0	2
社外監査役	1	0	—	0	3

- (注) 1. 当社は、2018年6月22日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員を除く。)3名、取締役(監査等委員)3名(うち、社外取締役2名)であります。上記の対象となる役員の員数と相違しているのは、以下の理由によるものであります。
- ①2018年6月22日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役2名を含んでいること。
 - ②非常勤取締役であった佐多俊一氏が、同総会で取締役(監査等委員)に就任したため、人数及び報酬等の総額については、非常勤取締役期間は「取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)」に、取締役(監査等委員)期間は「監査等委員(社外取締役を除く。)」に含めて記載していること。
 - ③社外監査役であった飯塚孝徳氏が、同総会で取締役(監査等委員)に就任したため、人数及び報酬等の総額については、社外監査役期間は「社外監査役」に、取締役(監査等委員)期間は「社外取締役(監査等委員)」に含めて記載していること。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況及び発言内容
監査役、取締役 (監査等委員)	飯 塚 孝 徳	定例取締役会への出席率は100%であります。出席した取締役会においては、社外監査役又は取締役(監査等委員)として、主に弁護士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、監査役在任中の監査役会への出席率及び取締役(監査等委員)就任後の監査等委員会への出席率は共に100%であります。出席した監査役会及び監査等委員会においては、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	廣 岡 穰	取締役(監査等委員)就任後の定例取締役会への出席率は100%であります。主に公認会計士・税理士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、取締役(監査等委員)就任後の監査等委員会への出席率は100%であります。出席した監査等委員会においては、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

- (注) 1. 監査役であった飯塚孝徳氏は、2018年6月22日開催の第33回定時株主総会で取締役(監査等委員)に就任いたしました。
2. 廣岡穰氏は、2018年6月22日開催の第33回定時株主総会で取締役(監査等委員)に就任いたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

- (注) 新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 30百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
30百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由の該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(i) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社文書管理規程及びそれに関連する細則・マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行います。

(ii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、経営企画部に内部監査機能を設け、内部監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署等に報告し改善策を講じる体制を構築します。

②当社は、社内のネットワークコンピュータ上を流通する情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム、いわゆる「情報資産」の重要性を強く認識し、「情報セキュリティポリシー」等必要な規程を制定し、情報セキュリティ委員会が中心となって情報セキュリティマネジメントを遂行します。

③当社は、当社が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、個人情報適正管理のため「個人情報保護マニュアル」等必要な規程を制定し、代表取締役社長を統括責任者とする個人情報管理体制を構築します。

④当社は、有事の際の事業継続計画を策定し、従業員に対して教育・訓練を実施します。

⑤当社は、経営企画部をリスク管理所管部として、当社及びグループ全体のリスクの抽出、分析及び評価、当社及びグループ各社が実施するリスク防止策の把握、並びに当社及びグループ全体の経営リスクのモニタリングを行います。

(iii) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、取締役会やグループ会社連絡会等の会議において業務報告を通じて月次でチェックを行います。

②業務執行のマネジメントについては、関係法令または取締役会規程上の付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。

③日常の職務遂行に際しては、職務分掌・権限規程、稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

(iv)取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置します。又、従業員の行動基準としてコンプライアンス規程、内部通報制度規程及び関連細則を作成します。

②従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告義務の受け皿として、業務執行上の通常の報告ルートとは別の内部通報制度を設置します。当社は、当該内部通報者が不利益を被らないように保護規定を設けます。

③万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、その内容・対策案がコンプライアンス委員会から代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築します。

④社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

⑤当社及びその子会社は金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクを管理し、予防及びモニタリングを効果的に機能させることで、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑥当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令及び定款に適合することを監視します。

(v)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、当社グループが一体となって事業の発展を図ることを目的として、関係会社管理規程を制定します。

②当社は、当社子会社各社にコンプライアンス担当者を置き、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。又、内部通報制度対象者の範囲を、子会社各社に拡大します。

③当社は、当社と関係会社間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、当社会計監査人や顧問税理士等と十分な情報交換を行います。

(vi)監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とします。

②補助内容については、監査等委員会の意見を十分考慮した上で決定します。

(vii)監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事及び報酬等の決定にあたっては、監査等委員会との事前協議を要することとします。

②監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令に服さないものとします。

(viii)当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

①当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、監査等委員会に報告するものとします。

②当社子会社の取締役、監査役、従業員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、当社コンプライアンス委員を通じて監査等委員会に報告するものとします。

③前二項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。

④当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

⑤取締役(監査等委員であるものを除く。)は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができるものとします。

(ix)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

②監査等委員会は当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

③当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理します。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社グループは、上記(ⅳ)④に記載しました通り、反社会的勢力排除に向けた基本方針を掲げております。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、下記の通りです。

- a. 当社グループのコンプライアンスマニュアルの行動基準に「反社会的勢力との関係断絶」という項目を設けており、従業員向けコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底を図っております。
- b. 当社グループでは、法令違反、不正行為などの早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化に資するための内部通報制度をグループ全体に導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための役割を担っております。
- c. 反社会的勢力からの不当要求等への対応については、外部の専門機関(リスク管理コンサルタント、弁護士、警察署等)との連携により実施する体制を整えており、今後もその充実に努めてまいります。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2018年6月22日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当事業年度における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社取締役会は、監査等委員会設置会社移行前は、非業務執行取締役1名を含む取締役4名で構成し、社外監査役3名も出席した上で定例取締役会を2回開催した他、必要に応じて臨時取締役会も随時開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。監査等委員会設置会社移行後は、取締役(監査等委員であるものを除く。)3名及び取締役(監査等委員)3名で構成し、定例取締役会を10回開催した他、必要に応じて臨時取締役会も随時開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。

子会社については、関係会社管理規程に基づいてその重要な事項を当社取締役会で審議すると共に、当社及びグループ各社を構成メンバーとするグループ会社連絡会及びグループ会社管理セクション連絡会を月次で定期開催し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社及びグループ各社の内部統制システム全般については、その整備・運用状況を当社経営企画部はじめ担当部署がモニタリングし、その維持・改善・更

新等を図りました。

コンプライアンスについては、従業員を対象としたコンプライアンス研修会及び個人情報保護研修会をグループ各社単位で開催し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により内部通報窓口を設けており、グループ各社にも解放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

リスク管理体制については、各部及びグループ各社から報告されたリスクのレビューをとりまとめて取締役会において当該リスクの管理状況を報告いたしました。また、情報システムの安定稼働を確保するため、情報セキュリティポリシーに則り当社及びグループ各社を構成メンバーとする情報セキュリティ委員会を5回開催し、システムセキュリティ対策等を審議、実行いたしました。

内部監査については、担当部署である当社経営企画部が、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、グループ会社を含む被監査会社・部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び被監査会社社長に報告いたしました。

監査等委員会設置会社移行前は、各監査役は、定例取締役会全てに出席すると共に、執行役員その他使用人との対話を通じてコンプライアンスに抵触する可能性のある事案等のモニタリングを行い、1回開催された監査役会に出席して、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。監査等委員会設置会社移行後は、各監査等委員は、定例取締役会に出席すると共に、執行役員その他使用人との対話を通じてコンプライアンスに抵触する可能性のある事案等のモニタリングを行い、4回開催された監査等委員会全てに出席して会計監査人及び内部監査部署と相互連携を図り、取締役会の意思決定の過程並びに取締役及び使用人の職務の執行状況について監査・監督いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

(i) 基本方針の内容の概要

当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの

等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針とします。

(ii)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、昭和60年(1985年)の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット&モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの5つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場(IT市場)の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、平成18年(2006年)10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じたIT技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

(iii)基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)の概要

当社は、2018年6月22日開催の当社定時株主総会における決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として2007年6月22日に導入し、2009年6月19日、2012年6月22日及び2018年6月22日に所要の変更を行った「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続しております(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)

本プランにおいては、当社の株券を20%以上取得しようとする買付者が出現した場合、当該買付者に対して、買付に関する情報(以下、「買付説明書」といいます。)の提供を求めており、当社取締役会による当該買付説明書の評価期間(60日間又は90日間)が経過するまでは、当該買付者は、買付は出来ないことと

定めております。当社取締役会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として対抗措置(注)を発動しませんが、当該手続を遵守しなかった場合には、当社監査等委員のうち社外取締役全員の賛同を条件に、対抗措置を発動することとしております。

(注) 当該買付者による権利行使を認めない行使条件及び当該買付者以外から当社株式と引換えに取得する旨の取得条件が付された新株予約権を、全ての株主に無償割当します。

(iv)本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年(2005年)5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年(2008年)6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、2018年6月22日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に継続導入しております。また、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防

止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年ですが、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的な視野に立ち、企業体質の強化を図りながら安定的配当を実施していくことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当の1回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、現在の各事業内における基盤拡大のための安定的且つ効率的な投資のために役立てる所存であります。

自己株式の取得につきましては、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするために行うものであります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び今後の事業展開や内部留保の状況等を総合的に勘案し、1株につき1円40銭とさせていただきます。

また、当期においては、2018年7月24日から2018年7月27日の期間中に、自己株式600千株を144百万円にて、また、2019年1月30日から2019年2月4日の期間中に、自己株式250千株を48百万円にて、それぞれ取得いたしました。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、特段の注記がある場合を除いて四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,171	流 動 負 債	2,682
現金及び預金	2,301	買 掛 金	339
受取手形及び売掛金	1,418	1年内償還予定社債	380
営業投資有価証券	1,667	短 期 借 入 金	1,234
商 品 及 び 製 品	594	未 払 法 人 税 等	75
仕 掛 品	137	賞 与 引 当 金	76
原材料及び貯蔵品	11	返 品 調 整 引 当 金	104
そ の 他	48	そ の 他	472
貸 倒 引 当 金	△8	固 定 負 債	1,201
固 定 資 産	2,318	社 債	540
有 形 固 定 資 産	1,563	長 期 借 入 金	175
建 物 及 び 構 築 物	433	役員退職慰労引当金	86
土 地	1,089	退職給付に係る負債	355
そ の 他	40	資 産 除 去 債 務	1
無 形 固 定 資 産	33	再評価に係る繰延税金負債	7
そ の 他	33	そ の 他	35
投資その他の資産	721	負 債 合 計	3,884
投資有価証券	239	(純資産の部)	
敷金・保証金	60	株 主 資 本	4,518
繰延税金資産	300	資 本 金	1,534
そ の 他	132	資 本 剰 余 金	1,768
貸 倒 引 当 金	△11	利 益 剰 余 金	1,469
		自 己 株 式	△253
		その他の包括利益累計額	86
		その他有価証券評価差額金	70
		土地再評価差額金	16
		純 資 産 合 計	4,605
資 産 合 計	8,489	負債及び純資産合計	8,489

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		5,441
売上原価		2,967
売上総利益		2,473
返品調整引当金繰入額		1
差引売上総利益		2,472
販売費及び一般管理費		2,068
営業利益		403
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
古紙売却収入	1	
償却債権取立益	2	
その他	4	9
営業外費用		
支払利息	16	
社債発行費	10	
支払保証料	5	
為替差損	7	
投資事業組合運用損	0	
その他	1	40
経常利益		372
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	26	27
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	2	
減損損失	14	19
税金等調整前当期純利益		380
法人税、住民税及び事業税	116	
法人税等調整額	8	125
当期純利益		255
親会社株主に帰属する当期純利益		255

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,534	1,768	1,246	△60	4,489
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△32		△32
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			255		255
自己株式の取得				△193	△193
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	223	△193	29
当 期 末 残 高	1,534	1,768	1,469	△253	4,518

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	
当 期 首 残 高	143	16	4,648
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△32
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			255
自己株式の取得			△193
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△72		△72
当 期 変 動 額 合 計	△72	—	△43
当 期 末 残 高	70	16	4,605

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独自の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択又は適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書 謄本

2019年5月28日

S E ホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速水 浩二 殿

S E ホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社 監査等委員会
監査等委員会 佐多 俊一 ㊟
委員長
監査等委員 飯塚 孝徳 ㊟
監査等委員 廣岡 穰 ㊟

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注)1. 監査等委員飯塚孝徳及び廣岡穰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、2018年6月22日開催の第33回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2018年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,805	流 動 負 債	374
現 金 及 び 預 金	931	短 期 借 入 金	265
短 期 貸 付 金	766	1 年以内償還予定社債	20
未 収 入 金	97	未 払 金	39
そ の 他	10	未 払 法 人 税 等	36
固 定 資 産	2,908	未 払 費 用	4
有 形 固 定 資 産	1,494	預 り 金	1
建 物	398	そ の 他	6
構 築 物	0	固 定 負 債	379
工 具 器 具 備 品	6	社 債	30
土 地	1,089	長 期 借 入 金	125
無 形 固 定 資 産	7	再評価に係る繰延税金負債	7
ソ フ ト ウ ェ ア	3	退 職 給 付 引 当 金	15
電 話 加 入 権	3	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	86
投 資 そ の 他 の 資 産	1,406	預 り 保 証 金	115
投 資 有 価 証 券	239	負 債 合 計	754
関 係 会 社 株 式	867	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	191	株 主 資 本	3,912
保 険 積 立 金	110	資 本 金	1,534
そ の 他	13	資 本 剰 余 金	1,853
貸 倒 引 当 金	△15	資 本 準 備 金	131
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,722
		利 益 剰 余 金	778
		利 益 準 備 金	52
		そ の 他 利 益 剰 余 金	726
		繰 越 利 益 剰 余 金	726
		自 己 株 式	△253
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	46
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	29
		土 地 再 評 価 差 額 金	16
		純 資 産 合 計	3,959
資 産 合 計	4,713	負債及び純資産合計	4,713

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		487
売上原価		30
売上総利益		457
販売費及び一般管理費		298
営業利益		159
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	0	
有価証券利益	0	
為替差益	1	
却債権取立益	2	
その他	0	11
営業外費用		
支払利息	3	
社債利息	0	
支払保証料	0	
投資事業組合運用損	0	
貸倒引当金繰入額	10	
その他	1	16
経常利益		154
特別利益		
投資有価証券売却益	26	26
特別損失		
投資有価証券評価損	2	
子会社株式評価損	26	29
税引前当期純利益		152
法人税、住民税及び事業税		△21
法人税等調整額		34
当期純利益		139

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金
当 期 首 残 高	1,534	131	1,722
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
利益準備金の積立			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,534	131	1,722

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
		繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	48	622	△60	3,999
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△32		△32
当 期 純 利 益		139		139
利益準備金の積立	3	△3		—
自己株式の取得			△193	△193
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	3	103	△193	△86
当 期 末 残 高	52	726	△253	3,912

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
当 期 首 残 高	53	16	4,069
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△32
当 期 純 利 益			139
利益準備金の積立			—
自 己 株 式 の 取 得			△193
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△23		△23
当 期 変 動 額 合 計	△23	—	△109
当 期 末 残 高	29	16	3,959

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独自の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択又は適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

2019年5月28日

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速水 浩二 殿

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社 監査等委員会
監査等委員会 佐多 俊一 ㊞
委員長
監査等委員 飯塚 孝徳 ㊞
監査等委員 廣岡 穰 ㊞

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注)1. 監査等委員飯塚孝徳及び廣岡穰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、2018年6月22日開催の第33回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2018年4月1日から上記株主総会最終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上
以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- ②上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～34 (条文省略) (新設) (新設) <u>35</u> フランチャイズシステムによる前 1,3,7,10,13,16～ <u>34</u> 各号の事業の運営 <u>36</u> ～ <u>44</u> (条文省略)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～34 (現行どおり) <u>35</u> 医療機器の販売 <u>36</u> 結婚相手の紹介、相談 <u>37</u> フランチャイズシステムによる前 1,3,7,10,13,16～ <u>36</u> 各号の事業の運営 <u>38</u> ～ <u>46</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(3名)は、本総会の終結をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。)3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の有する 当社の株式数
1	は や み こうじ 速 水 浩 二 (1967年1月9日生)	1995年6月 当社取締役 1996年4月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) SEインベストメント株式会社 代表取締役社長	2,516,000株 (2019年3月末)
2	さ さ き み き お 佐々木 幹 夫 (1959年10月28日生)	1994年6月 当社取締役デザイン局長 1997年4月 当社取締役出版局長 1999年6月 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社翔泳社代表取締役社長 株式会社翔泳社アカデミー 代表取締役社長	591,700株 (2019年3月末)
3	しのざき こういち 篠 崎 晃 一 (1955年2月24日生)	1989年5月 当社取締役 1993年4月 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社SEデザイン代表取締役社長	697,400株 (2019年3月末)

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月22日開催の第33回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、また、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とそれぞれご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役(監査等委員である取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。))に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を年額50百万円以内、また、監査等委員である取締役の報酬額を年額10百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役(監査等委員であるものを除く。))については取締役会において、監査等委員である取締役に對しては監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

現在の取締役(監査等委員であるものを除く。))は3名、監査等委員である取締役は3名ですが、第2号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。))3名選任の件」を原案どおり承認可決いただけますと、取締役(監査等委員であるものを除く。))及び監査等委員である取締役の員数に変更はございません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生じる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役(監査等委員であるものを除く。))年300千株以内(本株式報酬につき各事業年度に帰属する費用の額を50百万円以内とします。)、監査等委員である取締役年60千株以内(本株式報酬につき各事業年度に帰属する費用の額を10百万円以内とします。))(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるとします。))とし、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分にかかる取締役会決議の日の直近6ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値を基礎として、対象取締役に特に有利にならない範囲において取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。))を締結するものといたします。

- ①対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から15年間までの間で当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。))について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。
- ②対象取締役が譲渡制限期間の満了前に当社の取締役の地位を喪失した場合(死亡により退任した場合を含み、任期満了又はその他の当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合を除く。))その他当社の取締役会が定めた事項に該当したときは、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項の組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間中に到来する場合には、当該組織再編等の効力発生日の前営業日において、本割当株式の全てを無償で取得する。
- ⑥本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

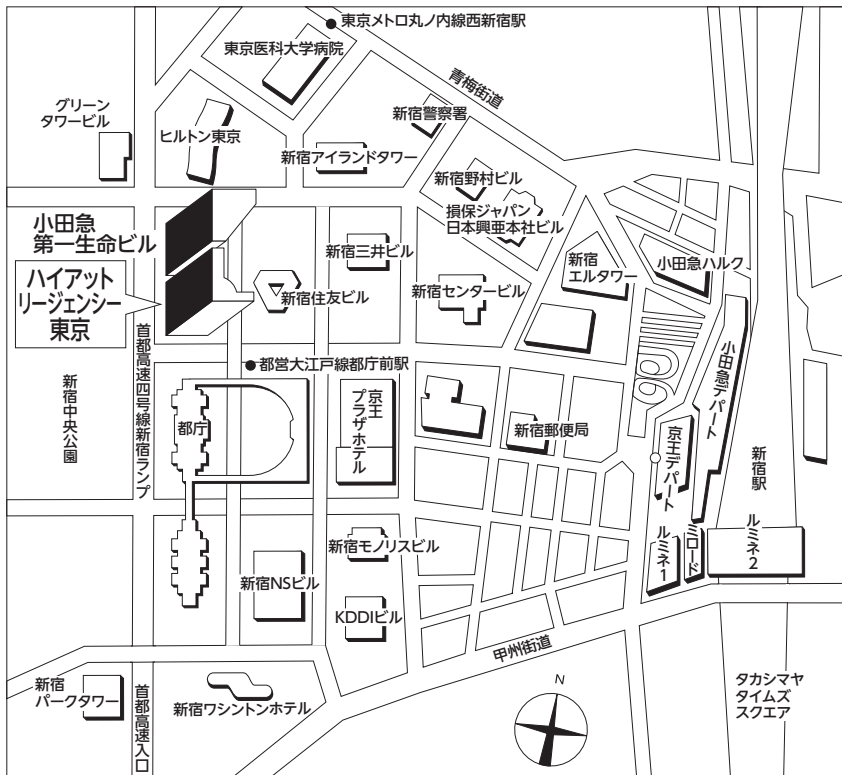
[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

ハイアット リージェンシー 東京 白鳳の間

電話 (03)3348-1234(代表)



- 交通機関
- 新宿駅(西口)より徒歩約9分
- 地下鉄丸ノ内線新宿駅より徒歩約3分
- 地下鉄大江戸線都庁前駅に直結